

公共下水道施設築造工事施行承認申請書 } の提出について  
排水設備工事計画確認申請書 }

1 公共下水道施設築造工事施行承認申請書に必要な書類（下水道法第16条の承認）

※公道等に設置し、工事完了後に市へ移管する施設の施行を行う場合に必要です。

- ① 公共下水道施設築造工事施行承認申請書（様式第1号その1）
- ② 誓約書（様式第1号その2）
- ③ 付近見取図
- ④ 下水道計画図（平面図、縦断図、横断図、構造詳細図）
- ⑤ その他必要とされる図書（公図の写し等）

※公図の写し等とは、周辺地と申請地との位置及び地番が確認できる図面

2 排水設備工事計画確認申請書に必要な書類（箕面市下水道条例第6条の確認）

※主に私の敷地に設置し、個人で管理する汚水・雨水の排水設備の施行を行う場合に必要です。

- ① 排水設備工事計画確認申請書（様式第1号その1）
- ② 誓約書（様式第1号その2）
- ③ 付近見取図
- ④ 排水設備計画図
- ⑤ その他必要とされる図書（公図の写し等）

※水洗化改造工事（汲取便所又は浄化槽処理から下水道で処理するようトイレ等を改造する工事）のみ様式第1号その3が必要です。

※公図の写し等とは、周辺地と申請地との位置及び地番が確認できる図面

3 提出上の注意事項

a 公共下水道施設築造工事施行承認申請、排水設備工事計画確認申請共通事項

- ① 施行業者（宅地内工事の場合は、箕面市指定工事店）が未定の場合は、別添の誓約書に必要事項を記入してください。また、業者が決定次第、施行業者決定報告書を提出してください。
- ② 申請書記入欄には、必ず申請地内の全地番を記入してください。
- ③ 都市計画法第29条に該当する物件又は箕面市まちづくり推進条例第20条に係る条例協議を行った物件の申請には、各許可書の写し（協議成立通知書等）など必要とされる図書を添付してください。
- ④ 下水道本管等の移管物件がある場合は、公共下水道施設築造工事施行承認申請書を作成し、宅地内排水設備部分は排水設備工事計画確認申請書を作成し申請してください。
- ⑤ 公共樹を新設する場合は、取付断面図と樹の構造図を添付してください。
- ⑥ 側溝から雨水本管等へ取付管を接続する場合は、取付断面図を添付してください。
- ⑦ 図面修正があった場合は、原図修正を行った図面と差し替えしてください。
- ⑧ 申請後6ヶ月を経過しても何ら申し出もなく放置してあるものは、工事の必要がなくなったものとして処理します。

## b 排水設備工事計画確認申請について

- ①排水設備計画図は、**全階の排水設備図（各階別に排水経路の明記された図面）を作成**のうえ添付してください。なお、排水設備の無い階においてもその平面図を添付してください。
- ②箕面市まちづくり推進条例に関する建設行為事前協議書に条件書きが必要な場合は、事前協議書に排水設備計画図を添付し下水道室に提出してください。排水設備計画図の確認後、協議書への条件の記入及び**経路印**を押印します。下水道室の経路印が無い建設行為事前協議書は審査指導課にて受付がされませんので注意してください。
- ③地下部分（前面道路より低い部分）のある建物については、建物断面図（道路側溝高と比較でき、浸水対策を明記した図面）を添付してください。
- ④排水設備計画図は、**污水管を赤色、雨水管を青色、色鉛筆等で着色**してください。

## 4 排水計画上の注意事項

### a 公道等に下水道本管を計画する場合

- ①污水本管の最小管径は、塩ビ管でφ200mm、ヒューム管でφ250mmとしてください。
- ②雨水本管の最小管径は、φ250mmとしてください。
- ③管勾配は、原則として1%（10‰）以上としてください。  
やむを得ず1%以下となる場合は協議してください。また、**勾配の変化点**においては、必ずマンホールを設置してください。
- ④本管の土被りは、公共枿の深さを考慮し、原則として1.2m以上確保してください。やむを得ず確保出来ない場合は協議してください。
- ⑤マンホールは、1号マンホール（内径φ900mm）以上としてください。
- ⑥マンホール間距離は、管内径の120倍以内としてください。
- ⑦マンホール部で落差が60cm以上となる場合は、污水管の場合は副管を設置してください。雨水管の場合は水叩石を底に設置してください。
- ⑧本管と本管の接合箇所には、必ずマンホールを設置して接続してください。
- ⑨公共枿の取付管径はφ150mm以上としてください。また、2本以上設置する場合、取付管の設置間隔は1m以上離してください。
- ⑩公共枿は、箕面市型污水枿としてください。小口径公共枿については、枿の深さ70cmを標準とし、最大90cmとしてください。枿の深さが90cmを越える場合は協議してください。
- ⑪位置指定道路で道路部分を市に寄附しない場合は、官民境界から民地側2m以内にマンホール（公共枿扱い）を設置してください。
- ⑫下水道本管等の移管物件がある場合は、**下水道施設移管願及び詳細な施工状況がわかる写真を提出し、検査を受けること。**
- ⑬申請地の状況により条件が異なることがあるため、担当者と十分協議してください。

### b 宅地内排水設備を計画する場合

- ①污水と雨水は、**分流式**にて排水してください。
- ②排水設備図は、屋内の間取りがわかる図に排水施設の位置及び経路を明記してください。
- ③宅地内の屋外配管の管径は、計画人口及び計画面積により異なるため、別途協議してください。  
なお、最小管径は100mmとしてください。ただし、最上流部で3m未満の単独配管については、75mmの使用が可能です。
- ④小口径枿は、污水で内径φ125mm以上深さ80cm以下、雨水で内径φ150mm以上深さ70cm以下の場合のみ使用できます。また、排水設備末端部（民地と公道等）の1m以内の民地側に必ず污水及び雨水最終枿を設けてください。

- ⑤ 樹の深さと内径は、下記のとおりとしてください。
- |                |                                 |                |            |
|----------------|---------------------------------|----------------|------------|
| 70 cm以下 (雨水のみ) | ・・・φ150 mm                      | 80 cm以下 (汚水のみ) | ・・・φ125 mm |
| 90 cm以下        | ・・・φ300 mm (公共樹は200 mm又は350 mm) |                |            |
| 90 cm～120 cm   | ・・・φ450 mm                      | 120 cm～150 cm  | ・・・φ600 mm |
| 150 cm以上       | ・・・φ900 mm                      |                |            |
- ⑥ 排水管には曲点を設けないうでください。**曲点箇所には必ず樹を設置**してください。
- ⑦ 排水管の内径と樹間距離を明記してください。なお、樹間距離は、**管内径の120倍以内**としてください。
- ⑧ 隣地からの排水が流入している場合は、その経路を排水設備計画図に明記してください。
- ⑨ 汚水系統には器具トラップを設置し、最短距離で屋外の中間樹へ接続してください。また、器具トラップの設置が困難な場合は、防臭トラップ付き樹を設置してください。なお、トラップの位置を排水設備計画図に明記してください。
- ⑩ トラップの設置については、二重トラップにならないように計画してください。
- ⑪ **洗濯機置場**を明記し、排水は汚水系統へ接続してください。
- ⑫ 雨水樹は、原則として浸透樹(申請地により設置が不可となる場合があるため協議のこと)とし、汚水樹は、インバート仕上げとしてください。また、雨どいからの雨水排水は、雨水樹を通過後、に側溝等へ放流してください。
- ⑬ 受水槽のオーバーフロー排水は、**雨水系統**へ接続してください。ドレン排水は、**汚水系統**へ接続してください。
- ⑭ 道路後退等により側溝を新設する場合は、側溝の放流先へ接続した計画としてください。上流からの雨水流入がある場合は、新設側溝へ接続させた計画としてください。
- ⑮ 道路後退等により既設の公共樹が、道路上に残る場合は、公共樹を建築確認上の敷地内に移設してください。また、不要となった公共樹は接続管と共に撤去し、閉塞してください。
- ⑯ ゴミ置場を設置する場合は、格子蓋付きのトラップ樹を設置してください。

**屋根等があり雨水の浸入がない場合**・・・汚水系統へ接続

**屋根等がなく雨水の浸入がある場合**・・・雨水系統へ接続

- ⑰ 他人の土地の使用又は他人の排水設備を使用する場合は、同意書等を提出してください。また、排水設備を共同で使用する場合は、同意書等を提出してください。
- ⑱ グリーストラップ、ポンプ等の特殊な施設を設置する場合は、その性能や構造及び処理水の発生量等がわかる図書を添付してください。
- ⑲ ディスポーザ排水処理システムの設置は、公益社団法人日本下水道協会が定めた「ディスポーザ排水処理システム性能基準(案)」に適合する評価を受けたもの、または既に建築基準法第33条に基づく建設大臣の認定を受けたもの以外は認めません。なお、設置に当たっては別途協議してください。
- ⑳ 建築確認1件につき申請書は1件としてください。(事例：通常マンション、文化住宅、長屋〔2戸以上〕、アパートなど)

## c その他

- ① **位置指定道路を市へ寄付される場合**は、下水道施設の寄付手続きも併せて行ってください。
- ② 水洗化改造工事を行う場合は貸付金制度がありますので窓口でお尋ねください。

\* 申請についての問合せについては、下記連絡先まで

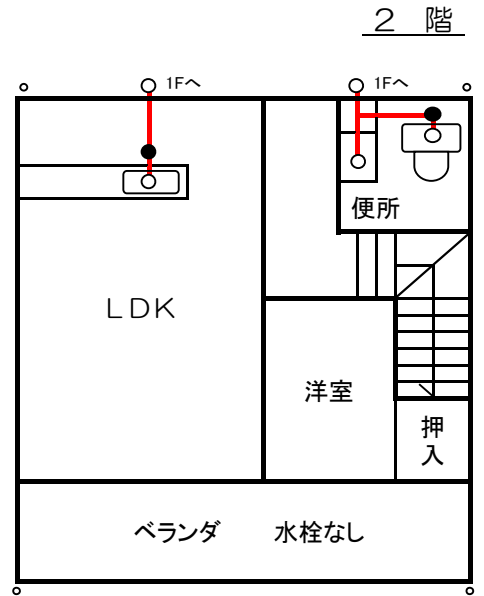
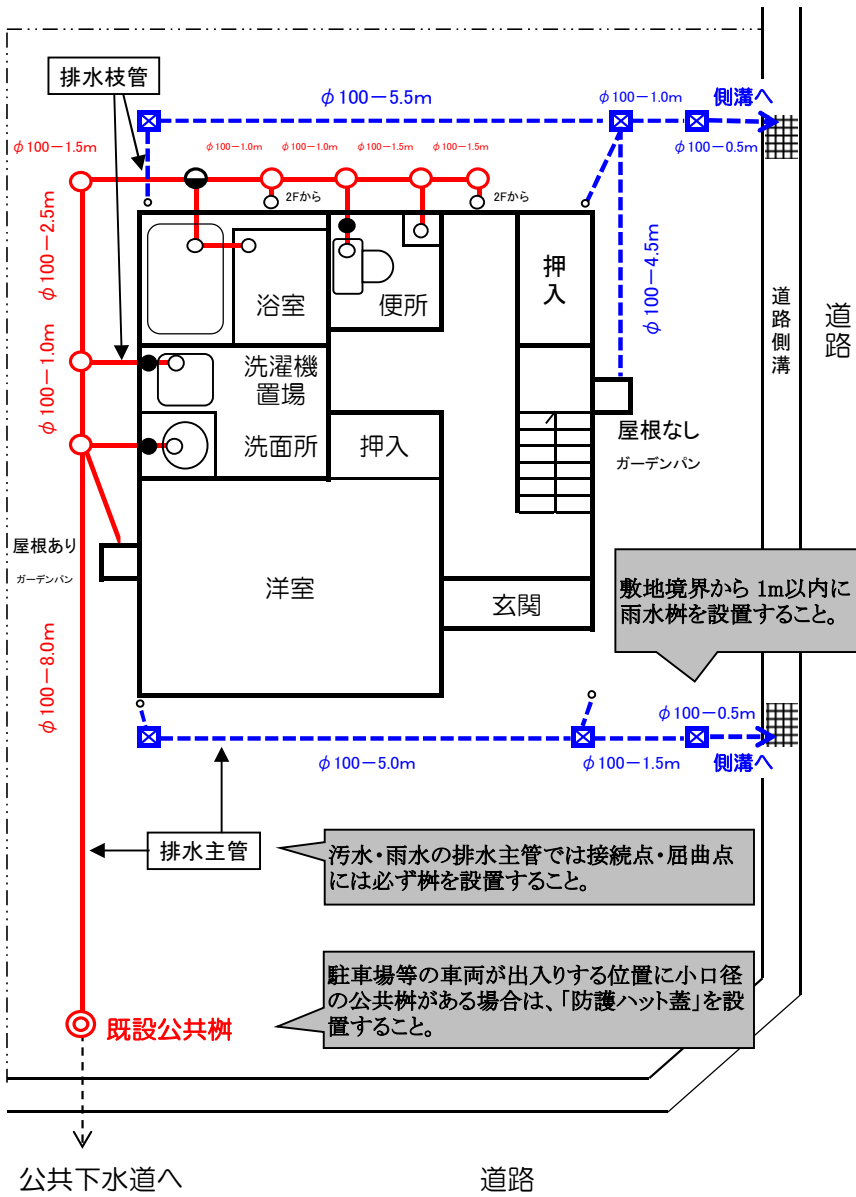
箕面市 上下水道局下水道室

TEL：072-724-6753 (直通)

FAX：072-722-7413

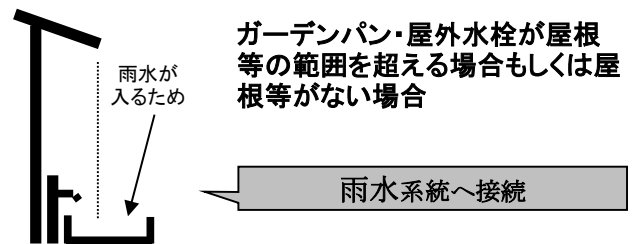
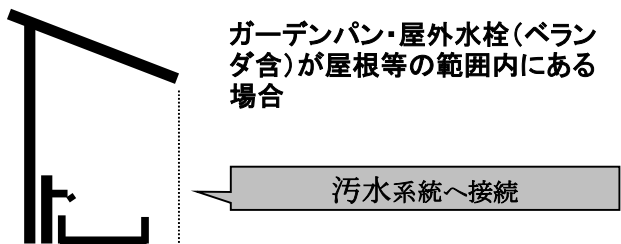
# 記入例

排水設備計画図は、**汚水管は赤色**、**雨水管は青色**で着色して下さい。



## 凡例

- ⊙ --- 公共樹
- --- 中間樹 (汚水) φ125mm以上  
インバート
- ⊠ --- 雨水樹 (浸透式) φ150mm以上
- --- 汚水管 φ100mm以上 (赤色)
- - - --- 雨水管 φ100mm以上 (青色)
- --- 器具トラップ
- ◐ --- 防臭トラップ付樹



※**雨水系統**へ接続の場合は洗剤等を使用できません。洗剤等を使用する場合は**汚水系統**への接続が必要です。